

神栖市教育委員会告示第7号

神栖市立図書館図書スポンサー制度実施要項

(趣旨)

第1条 この告示は、神栖市立図書館図書スポンサー制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 図書スポンサー制度 図書スポンサーから提供された図書等（以下「提供図書等」という。）を神栖市立図書館（以下「図書館」という。）が利用者の閲覧及び貸出しに供するとともに、提供図書等、書架その他の媒体に図書スポンサーの名称及び広告を表示する制度をいう。

(2) 図書スポンサー 企業、商店、団体等（以下「企業等」という。）で、図書スポンサー制度により図書館が利用者の閲覧又は貸出しに供する図書等を図書館に提供するものをいう。

(図書スポンサーの資格)

第3条 企業等が次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者であるときは、図書スポンサーとなる資格を有しない。

- (1) 政治団体
- (2) 宗教団体
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種
- (4) 風俗営業類似の業種
- (5) 消費者金融又は高利貸しに係るもの
- (6) ギャンブルに係るもの
- (7) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (8) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設に係るもの
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続中又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続中の事業者
- (10) 占い又は運勢判断に関するもの
- (11) 興信所、探偵事務所等
- (12) 結婚相談所等（国又は地方公共団体が実施し、又は助成するものを除く。）
- (13) 市税の滞納があるもの

(14) その他図書スポンサーとして適切でないとして神栖市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認めるもの

（広告の範囲）

第4条 広告の内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの

(2) 市の信用若しくは品位を害し、又は業務遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に該当するもの

(4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人宣伝に係るもの

(5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が図書館に表示する広告として適切でないとして認めるもの

（広告媒体等）

第5条 図書スポンサーの名称及び広告を表示する媒体及び表示方法並びに表示期間は、図書等の提供額に応じ、別表に定めるとおりとする。ただし、休館その他図書館の管理運営上やむを得ない事由により必要があると認められるときは、表示期間を変更することができる。

2 広告の表示規格、位置等は、教育長が別に定める。

（図書スポンサーの申込み）

第6条 図書スポンサーに申し込もうとするもの（以下「申込者」という。）は、神栖市立図書館図書スポンサー申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

(1) 企業等の概要（業種等がわかるもの）

(2) その他教育長が必要と認めるもの

（図書スポンサーの決定）

第7条 教育長は、前条の申込みがあったときは、第12条に規定する審査会による審査に基づき図書スポンサーを決定し、神栖市立図書館図書スポンサー承諾（不承諾）通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 前項の規定により承諾の決定を受けた申込者は、図書スポンサーとして速やかに覚書を締結するものとする。

（購入代金の支払）

第8条 図書スポンサーは、図書館が指定する納入業者から図書等を購入するものとし、その代金は直接当該納入業者に支払うものとする。

2 図書等の購入に伴う諸費用及び広告の作成に係る費用は、図書スポンサーの負担とする。

(図書スポンサーの取消し)

第9条 教育長は、図書スポンサーが次の各号のいずれかに該当するときは、図書スポンサーの承諾の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- (2) この告示及び覚書の内容を遵守していないことが判明したとき。
- (3) その他図書スポンサーとして適切でないとして教育長が認めるとき。

(図書スポンサーの責務)

第10条 図書スポンサーは、広告の内容に起因する一切の責任を負うものとする。

- 2 図書スポンサーは、広告の表示に関して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 図書スポンサーは、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(提供図書等の取扱い)

第11条 提供図書等の所有権は、神栖市に帰属する。

- 2 提供図書等の保存、除籍その他の取扱いについては、図書館が所蔵する他の資料と同様に行うものとする。

(審査会)

第12条 図書スポンサーの資格を審査するため、神栖市図書スポンサー選定審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長には教育部長、副委員長には館長をもって充てる。
- 4 委員は、委員長が指名する。
- 5 委員長は会務を総括し、会議の議長となる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 委員長は、会議を招集する時間的余裕がないと認められるときは、委員の持ち回りにより審査させることができる。
- 8 審査会の庶務は、神栖市立中央図書館において処理する。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。

別表（第5条関係）

図書等の提供額					広告媒体及び表示方法	表示期間
3 0 0 万 万 円 円 以 以 上 上	1 0 0 万 万 円 円 以 以 上 上	5 0 0 万 万 円 円 以 以 上 上	2 0 0 万 万 円 円 以 以 上 上	1	1 提供図書等に図書スポンサーの名称を表示したラベルを貼付	提供図書等の所蔵期間
					2 直近の市広報紙に図書スポンサーの名称を掲載	
					3 図書館ホームページに図書スポンサーの名称を掲載	1年間
					4 直近の図書館通信に図書スポンサーの名称を掲載	
					5 書架に図書スポンサーの名称を表示	1年間
					6 図書館ホームページに図書スポンサーのバナー広告を掲載	1年間
					7 中央図書館内に図書スポンサーのパンフレット等を配置	1年間
					8 中央図書館ホール展示ケース上部に図書スポンサーの名称を表示	1年間
					9 提供図書等に図書スポンサーのPRしおりの挟み込み	1年間
					10 中央図書館閲覧室入口に図書スポンサーの名称を表示した銘板の取付	
					11 中央図書館ホール壁面に図書スポンサーの名称を表示した垂れ幕を設置	1年間

様式第 1 号（第 6 条関係）

神栖市立図書館図書スポンサー申込書

年 月 日

神栖市教育委員会教育長 様

申込者 住所（所在地）
名称
代表者氏名

神栖市立図書館図書スポンサー制度実施要項第 6 条の規定により、下記のとおり申し込みます。なお、申込みに当たり、市税納入状況について確認することに同意します。

1 提供額 円

2 提供希望館等

提供希望館	提供を希望する図書等の種別
中央図書館 うずも図書館 () 図書室	一般書 ・ 児童書 ・ その他 ()

※図書等をうずも図書館又は公民館図書室に提供いただいた場合でも、以下の広告については中央図書館に設置します。

- ・ 図書スポンサーのパフレット等の設置（提供額 20 万円以上）
- ・ 図書スポンサーの名称を表示した銘板の設置（提供額 100 万円以上）
- ・ 図書スポンサー名を表示した垂れ幕の設置（提供額 300 万円以上）

3 担当者連絡先

部署			
担当者氏名			
電話番号		FAX 番号	
電子メールアドレス			

4 添付書類
企業等の概要（業種等がわかるもの）

5 その他

様式第2号（第7条関係）

神栖市立図書館図書スポンサー承諾（不承諾）通知書

年 月 日

様

神栖市教育委員会教育長

年 月 日付けで申込みのあった神栖市立図書館図書スポンサーについて、下記のとおり決定したので、神栖市立図書館図書スポンサー制度実施要項第7条第1項の規定により、通知します。

記

1 決定内容 承諾・不承諾

2 提供内容

提供額 円

提供館	種別(図書等)	備考

3 不承諾の理由

4 その他

覚 書

神栖市教育委員会（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、神栖市立図書館図書スポンサー制度実施要項（以下「要項」という。）に基づく図書等の提供に関し、以下のとおり覚書を締結する。

（提供図書等）

第1条 乙は、甲に次の図書等を提供し、その購入代金を負担する。

提供館	種別(図書等)	提供額

（広告媒体等）

第2条 乙が名称及び広告を表示することができる媒体及び表示方法並びに表示期間は、次に掲げるものとする。

広告媒体及び表示方法	表示期間

（図書スポンサーの責務）

第3条 乙は、広告の内容に起因する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の表示に関して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。

3 乙は、図書スポンサーの権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（定めのない事項に関する疑義）

第4条 本覚書及び要項に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 茨城県神栖市溝口4991番地5

神栖市教育委員会

教育長

印

乙 住所

名称

代表者名

印